

令和4年

第2回市議会臨時会 報告第2号

専決処分の報告について

令和4年1月25日函館市昭和4丁目34番地先交差点内で発生した交通事故による損害賠償の額を令和4年3月31日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和4年5月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

628,804円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する60歳代の男性